

## 議案第36号

鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日提出

鹿屋市長 中西 茂

### 鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

#### （提案理由）

令和3年8月10日に行われた人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいので、本案を提出するものである。